

第 23 回農業資材審議会農薬分科会 議事概要

1 開催日時及び場所

日時： 令和 2 年 12 月 16 日（水）10:00 ～ 10:45

場所： 農林水産省消費・安全局第 4・第 5 会議室（WEB 会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

赤松美紀、浦郷由季、五箇公一、代田真理子、西本麗、平沢裕子、美谷島克宏、與語靖洋、天野昭子、宇野彰一、小浦道子、坂真智子、三浦秀樹、山田正和、山本幸洋

3 会議の概要

（1）農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の新規登録に係る意見の聴取について（諮問）

農林水産大臣より諮問を受けた、有効成分としてオキサゾスルフィル、タバコカスミカメを有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬取締法第 3 条第 1 項の農薬の新規登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料 3）に基づき審議を行った結果、オキサゾスルフィルは案のとおり了承された。また、タバコカスミカメは改めて審議することとなった。

オキサゾスルフィルについては、質疑応答なし。タバコカスミカメについて、委員からの主な質問又は意見と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）分布は本州以南とされているが、分布域でない北海道等においてもこの農薬を使用することは可能となるのか。

（回答）施設に限られるものの、分布域以外の場所でも使用可能となる。

（質問）施設に限定した使用方法とのことだが、施設の要件は定められているか。

（回答）登録上の施設の定義はないが、温室や逃亡ができないようネット等で囲んだ施設を想定している。注意事項にも野外へ逃亡しないように使用するよう記載される。

（質問）由来は茨城県で採取したものを累代飼育とあるが、系統等は限定されているか。

（回答）茨城県で採取し累代飼育ということのみに限定。他の地域で採取し累代飼育するということとなれば、登録の変更が必要。

（質問）環境省では水産動植物のみ審議されているが、農薬取締法の改正により、陸域の動植物を含めた生活環境動植物の審議が必要ではないか。

（回答）本剤の申請は、生活環境動植物の審議が必要となる改正農薬取締法の施行日の令和 2 年 4 月 1 日以前であるため、水産動植物のみの審議となっている。

（質問）農薬原体部会における評価について、評価の省略は妥当と考えるが、天敵であるから農薬原体は存在しないとの論理構成に違和感がある。

（回答）適切な表現となるよう相談したい。

（質問）環境中に放出する生物農薬は、生態系への影響が懸念される。生物農薬について、新たな評価の枠組が必要ではないか。

(回答) 生物農薬の評価の枠組については、今後検討したい。

(質問) この場で登録してよいと判断してよいか懸念がある。生息域でない北海道等では使用しない等の限定が必要ではないか。

(回答) 低温下では生存できないため、限定する必要はないと思料。

(質問) 低温下では生存できないから限定はしないという理論はいかがなものか。これまでの外来種もそういった古典的な判断をした結果、分布を拡げている事実がある。新たな評価の枠組が必要と考える。

(回答) 登録について懸念があるということであり、改めて審議することとさせていただきたい。

(2) その他

事務局より、論文などの文献情報の取扱い、農薬に含まれる補助成分の取扱いについて、次回以降の農薬分科会で審議させていただきたい旨を説明した。

委員からの質問又は意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 文献情報の取扱いについて、分科会で議論するのか部会で議論するのか決まっているのか。

(回答) 全体方針を決めるため、まずは分科会で議論させていただきたい。

(質問) 補助成分については、これから使用される新技術も念頭において議論した方がよいのではないか。現段階で問題となっている補助成分はあるのか。

(回答) 特に問題となっているものはないが、欧米でも議論がなされており、より安全性を担保するためには当分科会でも議論が必要と考えている。

(質問) 文献情報の収集については、メーカーにとって過度の負担となるおそれがあるので、そうしたことも考慮してほしい。

(以上)